

■ 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想（以下「三次構想」という。）について

- 生活排水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽）の整備を計画的に推進するもので、一次構想（H8～H17）及び二次構想（H18～H27）に続きH27年度に県が策定したもの（H28～R7（一部R17））。
- 三次構想は、県が「3つの基本目標」を設定し、目標達成に向けた課題や対応策を踏まえて、各市町村が生活排水処理施設整備計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成し、県がとりまとめたもの。

■ 三次構想見直しの趣旨

計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化を踏まえて、課題や対応策を点検し市町村整備計画を見直す。見直し後の市町村整備計画を県がとりまとめて、三次構想（見直し）とする。

3つの基本目標

三次構想（策定時）の概要

社会・経済情勢の変化

課題

対応策

三次構想（見直し後）の概要

I 生活排水処理施設の概ね完了を目指す

中期（10年）で施設整備の概ね完了を目指すに向けた整備計画（H28～R7）

①生活排水処理施設普及率の目標
目標を96%に設定（6ポイント増加）

基準年次（H26末） 90% → 目標年次（R7末） 96%（95.9%）

②今後の整備を要する市町村

下水道・・・2市町（全13市、河北町、大江町、最上町、真室川町、高島町、川西町、小国町、遊佐町）
農集排・・・2市町（鶴岡市、飯豊町）
浄化槽・・・3市町（三川町を除く全市町村）

③事業の見直し

下水道から浄化槽へ整備手法を変更した区域を有する市町村・・・12市町村
（山形市、米沢市、新庄市、上山市、村山市、尾花沢市、南陽市、大江町、最上町、真室川町、戸沢村、川西町）

II 既存処理施設の更新計画と運営管理の効率的な推進

積極的に施設統廃合を検討し、長期20年を見通した管理計画を策定する

①施設の統廃合と接続

人口減少や施設の老朽化に対応するため、事業の効率化を図り、農集排の統廃合や下水道への接続等を計画
・・・53地区（17市町村）

②長寿命化などに関する計画の策定

耐震化、長寿命化、施設更新などに関して、事業ごとに計画を策定し管理を実施

III 汚泥の有効利用の推進

汚泥の有効利用を推進し、環境負荷低減を図る

①目標値の設定

汚泥の有効利用率の目標を86%に設定（5ポイント増加）

H26実績
下水道 8.4%
農集排・浄化槽 6.1%
全体 8.1%

R7目標
下水道 8.8%
農集排・浄化槽 6.7%
全体 8.6%

持続可能な開発目標（SDGs）の取組み

環境負荷の低減に向けたSDGsの導入

- 6（水と衛生）
- 11（安全な都市）
- 12（持続可能な生産・消費）
- 14（海洋保全）

将来人口の変動

三次構想策定時の予測より人口減少が鈍化（R7）

- 100.6万人から101.6万人へ

高齢化社会のさらなる進行

厳しい経済情勢のなか、投資意欲が低い高齢者のみ世帯の増加が加速（R7）

- 三次構想策定時の予測より6,300世帯増加

地方公営企業法の適用

下水道事業などの経営状況の把握及び経営の健全化のため、公営企業会計を適用（R5完全移行）

汚泥リサイクル施設の減少

汚泥リサイクル施設の操業停止により、H30から汚泥有効利用が年間約3,000トン減少

全浄化槽の5割を占める単独処理浄化槽

全浄化槽のうち単独浄化槽が約35,000基（R元年度末）

中山間地域における整備の遅れ

中山間地域は家屋が分散しており集合処理が困難

設置者個人の大きな費用負担

浄化槽整備は設置時の個人負担が高額

個人の投資意欲の低下

高齢化等により投資意欲が低下し、単独から合併浄化槽への転換意欲が低下

人口減少に伴う集合処理施設利用者の減少

使用料収入の減少、管路の流下機能低下による維持管理への支障

施設の老朽化

耐用年数を経過する集合処理施設が多く、計画的な更新・改築が必要

汚泥リサイクル施設の偏在化

汚泥有効利用率の伸び悩み、地域間の格差

県民への啓発（環境負荷低減）

- 浄化槽の設置、適正な維持管理の重要性
- 汚泥の汚泥の利用
- 下水道未接続の解消

浄化槽の整備

個人負担軽減への支援

国の交付金に加えて県市町村が連携して助成

公共浄化槽の整備促進

個人負担が少ない公共浄化槽の整備促進

集合処理施設の管理

人口減少を踏まえた管理計画の策定

- 処理水量や使用料収入の減少を考慮
- 老朽化した設備や管路の更新と長寿命化

広域的な統廃合や接続（広域化・共同化）

- 複数市町村等による処理区の統合
- 維持管理の共同化

事業経営の健全化（地方公営企業法）

- 経営状況の見える化
- 適切な使用料金設定

汚泥の有効利用

汚泥リサイクル施設の設置推進

ごみ処理施設の改築等を契機とした汚泥リサイクル施設の設置・拡大

汚泥発生量・処分方法の情報開示

汚泥リサイクルへの民間事業者の参入を促進

①生活排水処理施設普及率の目標

目標96%を維持

現状（R元末） 93% → 目標年次（R7末） 96%（95.6%）

※普及率の推移

年度	下水道	農集集落排水	浄化槽	合計
H26実績	75.1	7.4	7.7	90.1%
R1実績	77.6	7.1	8.5	93.1%
R2目標	77.9	7.0	8.6	93.5%
R7目標	79.5	6.7	9.3	95.6%

②施設整備【継続】

③浄化槽区域の拡大【継続】

①施設の統廃合と接続

53地区（17市町村）⇒81地区（18市町村）に拡大

事業の種類	地区数		
	当初計画	計画見直し	R1までの実績
農集排の統廃合	21	23	15
農集排を下水道へ接続	30	50	2
下水道を農集排へ接続	1	1	1
公共下水道を流域下水道へ接続	1	1	
公共下水道を公共下水道へ接続		3	
し原処理を下水道へ接続		3	
合計	53	81	18

広域化・共同化計画の策定【新規】

- 持続可能な事業運営を推進するために、集合処理施設の「広域化・共同化」を推進（H30年1月5省庁通知）
- 収支シミュレーション等により総合的評価を行い定期的に見直し（R2年4月5省庁通知）

②長寿命化などに関する計画の実行【継続】

①目標値の設定

汚泥の有効利用率の目標を76%（R2）⇒82%（R7）に変更（6ポイント増加）

R2目標
下水道 8.3%
農集排・浄化槽 3.3%
全体 7.6%

R7目標
下水道 8.7%
農集排・浄化槽 4.1%
全体 8.2%

目指す社会
地域の水環境の保全・良好な生活環境の確保
持続可能な汚水処理システムの構築